

令和6年度 碧南市高齢者虐待対応実績

資料 8

【1 養護者による虐待】

1 相談件数

	R4年度			R5年度			R6年度		
	継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計
新川・西端 (社協地域包括)	2	5	7	3	7	10	4	8	12
	2	4	6	2	5	7	3	7	10
通報・相談 虐待と判断									
中央・旭 (東部地域包括)	4	6	10	6	3	9	2	5	7
	4	5	9	6	2	8	2	5	7
通報・相談 虐待と判断									
棚尾・大浜 (南部地域包括)	4	6	10	5	4	9	6	6	12
	4	5	9	5	3	8	6	5	11
通報・相談 虐待と判断									
合計	10	17	27	14	14	28	12	19	31
	10	14	24	13	10	23	11	17	28

2 新規事例 通報・相談者の状況

(1) 通報受理者

	R4年度			R5年度			R6年度		
	市	包括	合計	市	包括	合計	市	包括	合計
通報受理者	7	10	17	6	8	14	3	16	19

(2) 通報・相談者（重複有）

	R4年度					R5年度					R6年度				
	新・西	中	旭	大	計	新・西	中	旭	大	計	新・西	中	旭	大	計
介護支援専門員、介護保険事業所等 医療機関 民生委員 保健センター、保健所等 警察 被虐待者本人 虐待者本人 家族・親族 近隣・友人 市町村職員 不明（匿名を含む） その他	3	2	4	9	3	3	3	3	9	5	4	4	6	15	
	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	
	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	0	3	1	4	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	

(3) 事実確認の状況

	R4年度					R5年度					R6年度							
	新・西	中	旭	棚	大	計	新・西	中	旭	棚	大	計	新・西	中	旭	棚	大	計
訪問による事実確認	5	6	6	6	17	7	3	4	14	8	5	6	19					
関係者からの情報収集のみにより事実確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
訪問拒否等により事実確認が不可能だった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
立入調査による事実確認（警察同行）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
立入調査が困難であった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
後日事実確認を予定又は対応検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
事実確認を行わなかった事例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

(4) 事実確認の結果

	R4年度					R5年度					R6年度								
	新・西		中・旭		棚・大	新・西		中・旭		棚・大	新・西		中・旭		棚・大	計			
	新	西	中	旭	棚・大	計	新	西	中	旭	棚・大	計	新	西	中	旭	棚・大	計	
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した	4		5		5	14		5		2		3		7		5		5	17
見守り訪問等で経過観察（虐待と判断しなかったが、その他理由で経過観察中）	0		0		0	0		1		0		1		0		0		0	0
事実確認のみで終了（虐待と判断しなかった件数）	0		1		0	1		0		0		0		1		0		0	1
その他（虐待か否か判断できず経過観察中）	1		0		1	2		0		1		0		0		0		0	0

3 「虐待と判断」した方の詳細

(1) 年齢別 (受付時)

		R4年度				R5年度				R6年度			
		新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
64歳以下	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	男	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
70～74歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
75～79歳	男	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	1	0	1	1	0	1	2	1	1	0	2
80～84歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	2	3	1	6	1	2	0	3	2	3	2	7
85～89歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	1	3	4	1	0	1	2	1	0	1	2
90～94歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
95歳以上	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
不明	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 介護度別 (受付時)

		R4年度				R5年度				R6年度			
		新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
認定なし	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	女	2	1	1	4	1	0	0	1	2	1	0	3
事業対象者	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1	男	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0
要支援2	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
要介護1	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	2	1	4	1	1	0	2	2	0	3	5
要介護2	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	1	1	1	1	1	3	1	0	1	2
要介護3	男	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	女	0	2	0	2	1	0	0	1	1	2	1	4
要介護4	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
要介護5	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1

(3) 虐待の種類 (重複有)

	R4年度			R5年度			R6年度		
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	計
身体的虐待	4	4	4	12	5	2	3	10	15
介護・世話の放棄・放任	0	0	0	0	0	0	0	0	1
心理的虐待	0	2	1	3	0	1	0	1	4
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済的虐待	1	0	0	1	0	0	0	0	0

(4) 虐待者の属性/被虐待者との関係 ※ () 内は同居

	R4年度			R5年度			R6年度		
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	計
息子	2(2)	0(0)	3(3)	5(5)	2(2)	0(0)	1(1)	3(3)	6(5)
娘	1(1)	2(2)	0(0)	3(3)	2(2)	0(0)	0(0)	2(2)	3(3)
婿	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
嫁	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
配偶者	1(1)	3(3)	2(2)	6(6)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	6(6)
	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	2(2)	1(1)
	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)

4 「虐待と判断」した方への対応

(1) 分離の有無

	R4年度					R5年度					R6年度							
	新・西	中	旭	棚	大	計	新・西	中	旭	棚	大	計	新・西	中	旭	棚	大	計
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った	1	2	1			4	1	0	0			1	3	1	1			5
被虐待者と虐待者を分離していない	3	3	4			10	4	2	3			9	4	4	4			12
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0
現在対応について検討・調整中	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0

(2) 分離を行った事例の対応内訳 ※令和6年度の分離対応事例については、別紙参照

	R4年度					R5年度					R6年度				
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計			
契約による介護保険サービスの利用	0	1	1	2	0	0	0	0	1	1	1	3			
やむを得ない事由等による措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
緊急一時保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
医療機関への一時入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上記以外の住まい・施設等の利用	1	1	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2			

(3) 分離していない事例の対応（重複有）

	R4年度					R5年度					R6年度				
	新・西	中	旭	棚・大	計	新・西	中	旭	棚・大	計	新・西	中	旭	棚・大	計
養護者に対する助言・指導	1	3	5	9		3	1	1	5		4	4	4		12
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	0	1	0	1		0	0	0	0		0	0	0		0
被虐待者が介護保険サービスを新たに利用	0	1	0	1		0	0	0	0		1	1	0		2
被虐待者に対するケアプランが見直された上で被虐待者が介護保険サービスを継続して利用	1	2	4	7		4	2	3	9		3	2	3		8
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0		0
その他	3	2	3	8		3	2	2	7		3	3	3		9
見守りのみ	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0		0

5 権利擁護に関する対応

	R4年度					R5年度					R6年度				
	新・西		中・旭		計	新・西		中・旭		計	新・西		中・旭		計
成年後見制度利用開始済	0	1	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用手続き中	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記のうち市町村長申し立ての事例	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日常生活自立支援事業	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 終了者（虐待と判断している方）

(1) 終了理由

		R4年度				R5年度				R6年度						
		新・西	中	旭	大	計	新・西	中	旭	大	計	新・西	中	旭	大	計
内訳 重複なし	人数	4	3	4		11	4	6	2		12	3	2	5		10
	分離により虐待の解消	2	2	1		5	0	1	0		1	1	1	0		2
	虐待の解消・再燃リスク消失（分離以外）	1	1	2		4	4	5	2		11	1	1	4		6
	被虐待者死亡	1	0	0		1	0	0	0		0	1	0	1		2
	虐待者死亡	0	0	1		1	0	0	0		0	0	0	0		0
	その他	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0

(2) 虐待対応期間

	R4年度				計	R5年度				計	R6年度				計
	新・西	中	旭	大		新・西	中	旭	大		新・西	中	旭	大	
6か月以内	2	2	2		6	3	1	1		5	0	0	1		1
6ヶ月以上～1年	1	1	2		4	0	2	0		2	1	1	0		2
1年～2年	1	0	0		1	1	2	1		4	2	1	3		6
2年以上	0	0	0		0	0	1	0		1	0	0	1		1

7 会議

	R4年度			R5年度			R6年度		
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	計
コアメンバー会議	5	7	6	18	7	3	4	14	19
評価会議	4	8	14	26	6	9	15	30	24

【2 養介護施設従事者等による虐待】

1 相談件数

	R4年度			R5年度			R6年度		
	継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計
通報・相談	0	2	2	0	2	2	0	2	2
虐待と判断	0	1	1	0	1	1	0	0	0

2 通報・相談者の状況

(1) 相談・通報者（重複有）

	R4年度	R5年度	R6年度
家族・親族	0	0	0
施設・サービス事業所	2	2	2

(2) 対象施設・事業所

	R4年度	R5年度	R6年度
特別養護老人ホーム	1	0	1
老人保健施設	0	2	0
養護老人ホーム	1	0	0
グループホーム	0	0	1

(3) 事実確認の結果

	R4年度	R5年度	R6年度
事実確認を行った事例			
虐待が認められた	1	1	0
虐待が認められなかった	1	1	1
判断に至らなかった	0	0	1
事実確認を行わなかった事例			
虐待ではなく調査不要と判断した	0	0	0
調査を予定している又は検討中	0	0	0
都道府県へ調査を依頼	0	0	0
その他	0	0	0

3 虐待の事実が認められた方の詳細

(1) 年齢・性別 (受付時)

		R4年度	R5年度	R6年度
80～84歳	男	0	0	0
	女	0	0	0
85～89歳	男	0	0	0
	女	1	0	0
90～94歳	男	0	1	0
	女	0	0	0
95歳以上	男	0	0	0
	女	0	0	0

(2) 介護度別 (受付時)

		R4年度	R5年度	R6年度
要介護1	男	0	0	0
	女	0	0	0
要介護2	男	0	0	0
	女	0	0	0
要介護3	男	0	0	0
	女	0	0	0
要介護4	男	0	1	0
	女	1	0	0
要介護5	男	0	0	0
	女	0	0	0

(3) 虐待の種類

	R4年度	R5年度	R6年度
身体的虐待	1	1	0
介護・世話の放棄・放任	0	0	0
心理的虐待	0	1	0
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	0	0	0

【3 普及啓発取組状況（令和6年度）】

取組内容	時期	実施者	詳細
高齢者虐待対応研修会	12月19日	高齢介護課	介護サービス事業所を対象に、外部講師を招いた研修会を実施。テーマは「養護者による高齢者虐待」。
養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握	3月	高齢介護課	市内の全介護サービス事業所、介護施設へ、虐待防止に関する取り組み状況の確認を実施。
広報活動での周知	5月～2月	地域包括支援センター	地域包括支援センターの広報活動時に高齢者虐待防止のチラシを企業や老人クラブで配布し相談窓口を周知。
老人クラブ巡回時の啓発	6月～3月	地域包括支援センター	活動場所に出向き、高齢者虐待についての周知、チラシ配布を行う。地域で気になる方がいれば情報提供していただけるように伝える。
社協だよりに高齢者虐待防止について掲載	11月	地域包括支援センター	11月1日号社協だよりに高齢者虐待の例を提示、相談先として市内地域包括を掲載。
公民館まつりでの周知活動	11～1月	地域包括支援センター	高齢者虐待のチラシを配布し周知活動を実施。高齢者虐待についての周知、チラシの配布を行う。また相談窓口として包括の案内を行う。
いきいきサロンでの講話	1月	地域包括支援センター	一人暮らしの高齢者を対象とするサロン（社協主催）で消費者被害、高齢者虐待防止に対する普及啓発活動を実施。また相談窓口として包括の案内を行う。

令和6年度 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握票

高齢介護課地域支援係

目 的	養介護施設等に対して、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握等を行うことで、高齢者虐待に対する意識を高め、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を目的にすると共に、虐待発生時に養介護施設等と市役所双方がスムーズに対応できるような連携体制を整えていくことを目的とする。
方 法	メールにて依頼を行い、Excelデータによる調査票の提出
基 準 日	令和7年1月1日（研修等についてはR6年度中の予定含）
対象施設	市内の養介護施設、養介護事業所（39法人・87事業所）

☆件数は「はい」を表示 ☆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「法」と記載

		養介護施設										養介護事業											
種別	調査件数	△特養老人ホーム	老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	サ高住	△有料老人ホーム	センター包括支援	小計	グループ・入所	短期入所	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	福祉利用員貸与	通所サービス	居宅介護支援	小計	合計	備考			
		3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71			87		
1	高齢者虐待防止のための基本指針やマニュアルの作成・活用を行っていますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87				
1-2	マニュアルは職員に周知されていますか	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87				
2	養護者による高齢者虐待が発生したり、発見した際の報告手順は事業所で決まっていますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87				
2-2	報告手順は職員に周知されていますか	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87				
3	高齢者虐待の通報窓口や通報者の保護について、職員に対して周知を行っていますか。（法第7条、21条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87				
4	苦情に関する相談窓口等について、入所者・サービス利用者及びその家族に対して周知を行うと共に、対応等に関する事業所内での体制整備は行われていますか。（法第20条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87				

☆件数は「はい」を表示 ☆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「法」と記載

	種別	養介護施設										養介護事業							合計	備考
		△特養老人ホーム	老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	サ高住	△有料老人ホーム	△セブセンタ	小計	グ能ル・ブホ	短期入所	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	福祉用具貸与	通所サピス	居宅介護支援	小計		
		3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87	
5	ケアの質の向上や不適切なケアを防止するための取り組みについて、職員間で情報共有や相談ができる体制が整っていますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87	
6	職員のストレスケアに関して何らかの取り組みを行っていますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	25	9	70	86	
7	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を設置していますか。(法第20条)	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87	
8	職員に対して、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。(法第20条)	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87	
9	高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置していますか。(法第20条)	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	11	8	2	2	26	9	71	87	

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握票（令和4年度から令和6年度）

☆件数は「はい」を表示 ☆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「法」と記載

	種別	R4年度			R5年度			R6年度		
		養介護施設	養介護事業	計	養介護施設	養介護事業	計	養介護施設	養介護事業	計
	調査件数	15	73	88	15	72	87	16	71	87
1	高齢者虐待防止のための基本指針やマニュアルの作成・活用を行っていますか。	15	72	87	15	72	87	16	71	87
		100%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1-2	マニュアルは職員に周知されていますか。	15	72	87	15	72	87	16	71	87
		100%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
2	養護者による高齢者虐待が発生したり、発見した際の報告手順は事業所で決まっていますか。	15	72	87	15	71	86	16	71	87
		100%	99%	99%	100%	99%	99%	100%	100%	100%
2-2	報告手順は職員に周知されていますか。	15	71	86	15	71	86	16	71	87
		100%	97%	98%	100%	99%	99%	100%	100%	100%
3	高齢者虐待の通報窓口や通報者の保護について、職員に対して周知を行っていますか。（法第7条、21条）	15	72	87	15	71	86	16	71	87
		100%	99%	99%	100%	99%	99%	100%	100%	100%
4	苦情に関する相談窓口等について、入所者・サービス利用者及びその家族に対して周知を行うと共に、対応等に関する事業所内での体制整備は行われていますか。（法第20条）	15	71	86	15	71	86	16	71	87
		100%	97%	98%	100%	99%	99%	100%	100%	100%
5	ケアの質の向上や不適切なケアを防止するための取り組みについて、職員間で情報共有や相談ができる体制が整っていますか。	15	71	86	15	72	87	16	71	87
		100%	97%	98%	100%	100%	99%	100%	100%	100%
6	職員のストレスケアに関して何らかの取り組みを行っていますか。	15	67	82	15	70	85	16	70	86
		100%	92%	93%	100%	97%	98%	100%	99%	99%
7	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を設置していますか。（法第20条）				13	66	79	16	71	87
					87%	92%	91%	100%	100%	100%
8	職員に対して、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。（法第20条）				14	69	83	16	71	87
					93%	96%	95%	100%	100%	100%
9	高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置していますか。（法第20条）				15	70	85	16	71	87
					100%	97%	98%	100%	100%	100%